

監理団体, 実習実施者 御中

登録支援機関, 特定技能所属機関 御中

在留カード等読取アプリケーションの無料配布について

出入国在留管理庁

平素から出入国在留管理行政に多大なる御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

出入国在留管理庁では、令和2年12月25日から、在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことをパソコンやスマートフォンで確認するための機能を提供する「在留カード等読取アプリケーション」を無料配布していますので、外国人の雇用や外国人との契約等における在留資格の確認などに是非御活用ください。

また、監理団体、登録支援機関の皆様におかれましては、傘下の実習実施者や支援委託契約を締結している特定技能所属機関へ周知いただくなど、御協力をお願いします。

在留カード等読取アプリケーションとは？

在留カード等読取アプリケーションは、在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報を読み取り、読み取った情報と、在留カード等に記載された情報を見比べることにより、容易に偽変造の有無を確認することができます。

利用方法は？

御利用に当たっては、以下の環境が必要です。

■利用環境： Windows 8.1, Windows 10 , macOS 10.14 以降 , Android 6.0 以降 , iOS 13.2 以降

■準備するもの： ICカードリーダーライター(パソコン利用の場合) NFC 対応端末(スマートフォン利用の場合)

利用方法の詳細については、以下の URL (出入国在留管理庁ホームページ) を参照ください。

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

こちらの QR コードからも、各サイト又はアプリケーションストアへ行くことができます。



(外国人を雇用する事業主の皆様へ)

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。また、技能実習生や特定技能外国人等の受入れができなくなりますので御注意ください。

【この案内に関する問合せ先】

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 電話03-3580-4111(内線2764, 2762)

【「在留カード等読取アプリケーション」の使い方等に関する問合せ先】

出入国在留管理庁総務課情報システム管理室 電話03-5363-3005(内線1056)

※ 電子メールでも受け付けています。 rsd-support@rsd-support.jp